

鳥取市補助金カルテ

NO.	129	担当課	保健総務課	外線	0857-30-8522
適合性判定	適切	予算措置	令和8年度 当初予算		
補助金名	鳥取市公衆浴場確保対策補助金				
概要	公衆浴場の運営に係る経費及び、省エネルギー対策を実施するための施設整備に係る経費を補助。				
補助金区分	施設運営費補助				
根拠法令	公衆浴場の確保のための特別措置に関する法律（昭和五十六年法律第六十八号）第六条				
創設年度	S53	終期	R10年度末で効果検証		
効果目標	公衆浴場の経営の安定を図り、市民の公衆衛生基盤を安定的に確保する。				
検証結果	-				

○ 予算科目、財源、補助金の推移

款	衛生費	項	保健衛生費	目	保健衛生総務費	
歳出事業名	公衆浴場確保対策補助金					
R 8 予算	2,000千円					
R 8 予算 積算根拠	公衆浴場年間運営費補助 上限500千円×4公衆浴場			過去実績	件数	決算額 (千円)
				R 7 (見込)	6	2,832
				R 6	5	2,755
				R 5	4	2,000
				R 4	4	2,000
補助率・補助額	10分の10			上限額	500千円	
特定財源	なし（一般財源のみ）					

○ 補助金交付対象、要件、方法

交付先	公衆浴場の経営者
交付要件	・公衆浴場法第2条の規定に基づく知事の営業許可を受け、かつ、入浴料金について物価統制令第4条の統制額の指定を受けている公衆浴場。 ・公衆浴場の経営者であって、本補助金申請日時点で納期が到来している国税及び市税等を完納していること。
対象経費	公衆浴場の運営に係る経費、省エネルギー対策を実施するための施設整備に係る経費
精算方法	交付決定の年度内に、補助額を確定し、精算する。
実績確認	実績報告書に必要書類を添付させ確認する。

○ 団体運営補助の状況

団体運営費補助	非該当
運営費に占める 補助金の割合	4.4%
繰越金の有無	-

○ 補助対象経費に含まれる費用

人件費	○	積立金	-
交際費	-	出資金	-
慶弔費	-	貸付金	-
飲食費	-	寄附金	-
懇親会費	-	他団体助成金	-

○ 適合性チェック（適正化評価）

※団体運営費補助ではない

	適正化の視点	番号	基準	判定
法規性	事務が法令等に従って適法に行われているかどうか。	01-01	根拠となる「計画」や「法令」がある	○
		01-02	補助金交付要綱等を設けている	○
3 E	〔経済性〕 事務が経済的に行われ無駄がないか。	02-01	交付先団体には補助金額を超える恒常的な資金(内部留保資金)はない ※団体運営費補助の場合のみ判定	-
		02-02	補助金の精算は交付年度と同一年度に行っている	○
		02-03	実績報告に事業費を証する領収書等が添付されている	○
		02-04	原則として補助対象外とすべき経費（人件費、交際費等）に補助金を交付していない	×
	〔効率性〕 事務が効率的に行われ生産性が高いか。	02-05	補助率は1/2以下である ※該当する場合、02-06と02-07は判定不要	×
		02-06	補助率が1/2を超える合理的な理由がある	○
		02-07	補助率は1/2を超えているが、上限額を設定している	○
	〔有効性〕 所期の目的を達成し効果を上げているか。	02-08	終期設定がある	○
		02-09	効果目標の設定がある	○
公益性	対象事業に公益上の必要性はあるか。	03-01	特定の者の利益となっていない	○
公平性	〔公平性〕 事務執行が公平になされているか。	04-01	補助金の交付額は長期間固定化していない(過去3年のうち、2回以上同額交付とはならない)	×
		04-02	交付団体の事務局委任を受けていない（市担当課が事務局を担っていない）	○
	〔透明性〕 市民に対して事業の目的や内容について広く公開しているか。	04-03	検証結果を公開している(市民に対して事業の目的や内容を広く公開している)	○
			不適合の数	3
			評価対象項目数	14

適合性はないが、補助金を交付する合理的な理由

法規性	-
3 E	2-4, 2-5 県内で統一している補助事業のため。
公益性	-
公平性	4-1 県内で統一している補助事業のため。

評価／担当課	適切
今後の具体的な改善方針	-
審査／行財政改革課	適切
審査理由	-